

ねろる

人口のうごき

(3月1日現在)	(2月中)
人口・33,406	出生・29
男・16,055	死亡・21
女・17,351	転入・48
世帯・6,627	転出・58

届け出のご案内

種類	手続きの方法
婚姻届け	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地か現住所の市町村役場に届けてください。届け出をした日から効力が生じます。 結婚で住所を変更したときは、婚姻届けと同時に転入、転出、転居の届けのうち、自分にあてはまる届けをしてください。 届け書には、証人としてふたりの成人者の署名押印が必要です。 夫と妻の印鑑を持ってきてください。 夫婦の両方または一方が未成年者の場合は、父母の同意の印鑑が必要です。 届け出に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> いま住んでいるところに夫婦の本籍がある場合は婚姻届け1通 どちらか一方の本籍が他の市町村にある場合は2通(本籍のない人の戸籍抄本も1通必要です) 夫婦とも他の市町村に本籍があるときは3通(夫婦の戸籍抄本も1通ずつ必要です) 持ってくるもの <ul style="list-style-type: none"> 国民年金に加入している人は国民年金手帳 国民健康保険に加入している人は被保険者証
出生届け	<ul style="list-style-type: none"> 14日以内に市民課へ届けてください。 赤ちゃんの父母が結婚している場合は父が、内縁関係の場合は母が届けてください(母が届けられない場合は同居者か医師か助産婦) 届け出る書類 <ul style="list-style-type: none"> 生んだ市町村に本籍がある場合は出生届けを1通 そうでない場合は2通必要です 国民健康保険に加入している人は、助産費2,000円と育児手当1,200円がもらえますので、被保険者証を持ってきてください。 子どもの名まえに使える漢字は制限されていますので、内容を知りたい人は市民課へ問い合わせください。 子どもが生まれた証明をしますので、母子健康手帳を持ってきてください。
転籍届け	<ul style="list-style-type: none"> 本籍を移す場合は、本籍地か現住所地に届けてください。 筆頭者か筆頭者夫婦が届けてください。届けをした日から効力が生じます。 届ける人の印鑑が必要です。 届け出に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> 市内に転籍する場合は転籍届け書1通 他市町村へ転籍する場合は2通 市内に本籍がない場合は戸籍謄本2通
国民年金の資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> 就職して職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険をやめなければいけませんので、その日から14日以内に資格そう失届けをしてください。 持ってくるもの <ul style="list-style-type: none"> 職場の被保険者証と国保の被保険者証
国民年金の資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> 退職などのため職場の健康保険をやめたときは、国民健康保険に加入しなければなりません。 職場の健康保険をやめた日から14日以内に届けてください。
国民年金の資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> 就職して職場の年金制度に加入した場合は、国民年金をやめなければなりません。 職場の年金に加入した日から14日以内に、国民年金資格そう失届けをしてください。 持ってくるもの <ul style="list-style-type: none"> 職場の年金証書
国民年金の資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金に加入できる人は20歳から60歳までの人で、恩給やはかの年金に加入していない人と、他の公的年金(厚生年金や共済組合)の受給権がない人です。 退職などのため、国民年金に加入しなければならない人は、前に加入していたときの国民年金手帳を持ってきてください。 届け出は退職した日から14日以内に行ってください。

米の消費量は、食糧消費の内容が変化したこと、それに伴って主食としての米の消費量が減ったこと、さらに人口の増加や加工需要が増加しているのに最近五年間で百万トンの減少が起ったことなどから、現在では千二百萬トン台になっていきます。

一方米の生産量は、米づくりの技術が向上し、作付け面積が増えているため、四十二年から千四百萬トン台に伸び、国は今後も気象状況などで多少の減収があったとしても、この生産量はかなり持続されるものと見えています。

これらの需要と供給の関係で、政府の古米在庫量は、四十四年十月末現在で五百六十萬トンになりましたので、今後全国の生産量を平年作とした場合、毎年百五十萬トン以上の米がこの在庫米に加算されてゆきます。

そこで国は、四十五年の産米を百五十萬トン以上減らすことを目標とし、そのうちの百万トン以上を生産調整で減らすことにしています。県はこの国の方針を受け、市はそれらを基にして各世帯へ減反の目標面積をお知らせしたわけになっています。

市では、前にふれましたように、国県が示した目標面積を水田に換算して各農家に配布し、地区別に説明会を開いてきました。

その結果、作付け転換や休耕などをする農家には、農協普及所などと連絡を取りながら技術指導を行なってゆくことにし、休耕地の管理を主体とした技術対策資料ができたので、すぐ配布することになっています。

なお、市内の農家に支払われる生産調整奨励補助金は、ほとんどが十割当たり四万六千五百七十五円の予定です。



健康世帯を表彰
田村友次さんら28世帯

市は、四十二年四月一日から四十四年三月三十一日までの二年間、国民健康保険の加入者全員が医師にかからなかった田村友次さん一家(沖新保)も含まれています。

表彰される世帯の選考は、(一)宗村ノブ(桜町第三)、(二)宗村ノブ(桜町第三)、(三)宗村ノブ(桜町第三)、(四)宗村ノブ(桜町第三)...

市は、四十二年四月一日から四十四年三月三十一日までの二年間、国民健康保険に加入して、医師にかからなかった田村友次さん一家(沖新保)も含まれています。

表彰される世帯の選考は、(一)宗村ノブ(桜町第三)、(二)宗村ノブ(桜町第三)、(三)宗村ノブ(桜町第三)、(四)宗村ノブ(桜町第三)...

4月の農地相談室
農業委員会は、次の日程で「農地相談室」を開きます。

4月14日	新飯田
15日	庄瀬
16日	白井
17日	駕巻

米生産 市内の目標は336タールク

転作者には技術指導を

国は、余る米の対策として作付け転換、休耕を柱にした生産調整に取り組み、県はこれを受けて、県内の市町村に減産目標数量を配分してきました。県が示した当市の目標数量は千八百二十八トンで、これを水田に換算すると三百三十六タールクになります。市では、国県が示した減産目標数量を基にして、各農家の減反目標を配分し、お知らせしました。そこで①なぜ生産調整をしなければならないのか②市としての取り組みと対策はどうかなどを紹介してゆきます。

米の消費量は、食糧消費の内容が変化したこと、それに伴って主食としての米の消費量が減ったこと、さらに人口の増加や加工需要が増加しているのに最近五年間で百万トンの減少が起ったことなどから、現在では千二百萬トン台になっていきます。

一方米の生産量は、米づくりの技術が向上し、作付け面積が増えているため、四十二年から千四百萬トン台に伸び、国は今後も気象状況などで多少の減収があったとしても、この生産量はかなり持続されるものと見えています。

これらの需要と供給の関係で、政府の古米在庫量は、四十四年十月末現在で五百六十萬トンになりましたので、今後全国の生産量を平年作とした場合、毎年百五十萬トン以上の米がこの在庫米に加算されてゆきます。

そこで国は、四十五年の産米を百五十萬トン以上減らすことを目標とし、そのうちの百万トン以上を生産調整で減らすことにしています。県はこの国の方針を受け、市はそれらを基にして各世帯へ減反の目標面積をお知らせしたわけになっています。

市では、前にふれましたように、国県が示した目標面積を水田に換算して各農家に配布し、地区別に説明会を開いてきました。

その結果、作付け転換や休耕などをする農家には、農協普及所などと連絡を取りながら技術指導を行なってゆくことにし、休耕地の管理を主体とした技術対策資料ができたので、すぐ配布することになっています。

なお、市内の農家に支払われる生産調整奨励補助金は、ほとんどが十割当たり四万六千五百七十五円の予定です。

同じ取り扱いになります。集団で転作や休耕を行なった場合、①一部落で一定規模以上の作付け転換や休耕があり②次の事業を行なった場合③に限り、生産調整奨励金として別に、補助金が支払われる予定です。

なお、具体的な規模や補助金の金額などの内容が県で決まり次第、各農家へすぐお知らせします。

作付け転換の場合④種、生産資材、機械などを買ったりしたとき、

休耕地の場合⑤休耕した水田を、共同で防除や除草剤散布などの管理を行なったとき。

あなたも 市政モニターに

市は次の要領で、四十五年の「市政モニター」を募集しています。

この「市政モニター」制度は、みなさんの意見を市政に反映させ、住民に密着した市政を行なおうと、四十四年度から実施されたものです。ふるって応募してください。

募集人員 二十人。
応募資格 二十歳以上の市民。
任期 一か年。
仕事の内容 年に四回のモニター会議に出席して、いろいろ意見を聞かせる。だくほか、二か月に一回アンケートに回答していただきます。

報酬 年額二千元、ほか会議出席の費用(日当と交通費)を支給します。

応募方法は、はがきか電話で、住所、氏名、年齢、職業を企画審議室企画係へ(電話七二二二一内線二二二)締め切り 四月六日(月)午後五時

選考方法 応募者多数のときは、地区、性別、年齢、職業などを考慮して、抽選で選考します。

投票箱を設置します
また、新しく四十五年度に委嘱される「市政モニター」宅に、投票箱「私も一言」写真真像を設けることになりました。

これは、モニターだけの意見でなく、一般の皆さんからも建設的な意見をいただきたいと設けるもので、設置場所が決まり次第お知らせします。ので、どんな小さな事でも結構です。お気付きの点をどしどし投書してください。

< 4月1日~7日 春の火災予防運動 >

火事の注意も家事のうち

重点目標

午後9時は消防の時間です
火の元はもう一度確かめて

- (1) 火災による死者発生の防止
- (2) 作業所と併用する住宅の点検